ＮＰＯ法人・愛知働くもののいのちと健康を守るセンターニュース　通巻 151 号　2006.7

愛知
働くものの
いのちと
健康を守るセンター

いのちと健康

〒456-0006　名古屋市熱田区沢下町９－３労働会館　本館306号
TEL・FAX 052-883-6966　mail inoken-aichi@roren.net
URL　http://homepage3.nifty.com/inoken-aichi/

中部電力
過労自死
労災認定訴訟

労基署長の決定を取消し、労災と認定する勝利判決!

国・南労働基準監督署、不当にも名古屋高裁へ控訴!!

◆中部電力・過労自死労災認定訴訟とは……

1997年８月１日
　中部電力入社。火力センター配属。
1999年８月１日
　火力センター燃料グループ主任に昇格。主任に昇進後、労働環境が激変する中、月120時間を超える過重な業務に従事。その上、職場上司による人権無視のパワハラなどにより、うつ病を発症。
1999年11月11日　自死。
2000年10月19日
　妻、名古屋南労基署へ労災認定申請
2002年５月31日　業務外決定。
　　７月１日　愛知労働局へ審査請求
　　12月30日　中央労働保険審査会へ再審査請求。
2003年４月９日
　業務外認定処分取り消しを求め名古屋地裁へ提訴。
2006年１月11日　結審
　　５月17日　勝利判決
　　５月30日　国側、高裁へ控訴

第１回控訴審
８月21日(月)11時　名古屋高裁

勝利判決の日・弁護団と過労死家族の会

◆遺族勝訴の逆転判決！　５月31日、国側不当にも控訴!!

５月17日、名古屋地方裁判所は、名古屋南労働基準監督署に労災認定をし、業務外とされた処分について、この処分を取り消し遺族勝訴の判決をしました。

裁判所は、被災者の置かれた状況、担当業務、労働時間、被災者が婚約指輪をしていることに対する上司のによる「そんなちゃらちゃらしたものは外せ！」と言うパワハラ発言など、心理的負荷となった事実を認定。

さらに、総合評価としてうつ病についても次のように述べています。**「うつ病は、継続的かつ恒常的に心理的負荷を募らせていった状況の下、時間外労働の増加を伴う業務に従事していたこと及び主任に昇格したことによる心理的負荷とうつ病に親和的な性格傾向が相乗的に影響し合って発症したものであると認めるのが相当である。」、「そして、うつ病を発症した1999年９月以降も長時間にわたる時間外労働に従事し、さらに、結婚指輪に関する上司の発言などによってうつ病を急激に悪化させた結果、うつ病による希死念慮の下、発作的に自殺したものと言うべきである。」**

以上のように、原告が全面勝訴しました。しかし、**５月31日、国・南労基署は、不当にも名古屋高裁へ控訴**しました。７年近くも遺族を苦しめた挙げ句、まだ遺族を苦しめようというのでしょうか。

高裁でも支援傍聴をお願いいたします。

◆「判断指針」では認定されなかった事案も労災と認定

判決は、判断指針に当てはめると認定されなかった自殺事案について、本来労災とされるべきであったことを明確にしています。

その理由として、判決は、判断指針については、幅があり判断の基準として不十分であることを認めています。また、平均的労働者を基準に労災を検討している判断指針を批判し、もっとも脆弱（ぜいじゃく）な者を基準とするべきであるとして、トヨタ過労自死事件の高裁判決を継承しています。弁護団は、被災者の置かれていた状況、立場をも考慮に入れたうえで、「被災者にとっての業務過重性、心理的負荷を総合的に考慮した点で評価できる。」と述べています。

◆弁護団、「判断指針」の抜本的改定を強く求める！

弁護団（水野幹男・森弘典・岩井羊一の三氏）は、５月17日、「声明」を発表し、次のように述べている。

「本判決を機に、過労自殺の労災認定に際しては、平均的労働者を基準とする判断指針の考え方を改めるとともに、うつ病発症６ヶ月の出来事に限定して心理的負荷の強度を判定している過労自殺の判断指針を改め、うつ病発症後、自殺に至るまでの間の業務の心理的負荷をも併せて判断の対象とするよう判断指針の抜本的改定を強く要求する。」

過労自殺の労災認定については、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」（平成11年９月14日付基発第544号）により、業務上・外の判断がされています。しかも、この「判断指針」による心理的負荷の強度が「Ⅲ」とならないと労災認定されないという厳しいものになっています。今回の判決では、この「判断指針」の問題点を明らかにした一例と言えます。

トヨタ自動車
内野過労死
労災認定裁判

第３回総会を開催

５月28日（日）13時30分より刈谷市民会館にて５０名を超える支援者が集まり第３回総会が行われました。田巻弁護士の特別講演の要旨を報告します。

内野裁判の到達点と今後の課題そして展望

弁護士　田巻　紘子

１．法廷での論戦の到達点

(1)原告側の主張の要点

①被災者・健一さんが担当していたライン外業務の大変さについて、業務量および業務の質について主張。

②被災者・健一さんの職場における中間管理職（ＥＸ）という地位の大変さ（業務量、ストレスの多さ）を指摘。無駄をなくすトヨタの働かせ方を問題にした。つまり、ミスが許されない職場であり、いかに緊張が強いられる業務であるかを主張。

③健一さんが従事していた、深夜二交替勤務の悪影響（蓄積疲労）を主張。

④車を作る以外の業務（ＱＣｻｰｸﾙﾘｰﾀﾞｰ、創意工夫のﾁｪｯｸ担当、交通安全ｸﾞﾙｰﾌﾟﾘｰﾀﾞｰ、新人教育係など）も業務であること（業務量）

⑤トラブル処理の量が2001年(H13)末から2002年(H14)にかけて増えたこと（業務量）

⑥以上のような業務をこなすためには、時間外に行うしかなかったこと。

⑦被災と業務との関係について

⑧労災認定のあり方

労災保険制度は、被災労働者およびその遺族の生活補償が立法の精神であり、厚生労働省の通達に拘束されるものではない。労災保険制度の主旨に立ち返り、業務に起因するかどうかを考えるべき。

２．本訴訟の意義

(1)　休みも惜しんで働いていた健一さんについて、「仕事をしていたのではなく、会社に居残ってぶらぶら遊んでいた。」というような、国・豊田労基署の、間違った評価を許さず、仕事と被災との関係があったことを明らかにし、正当に評価させるという意義がある。

(2)　過密・過重労働の実態について、トヨタ自動車のラインにおいて、労働者から搾り取るような過密・過重労働が要求されている。その実態を明らかにし、裁判を通じて社会に問うていくという意義がある。

(3)　労災認定について全国各地でたたかわれている訴訟の一つとして、蓄積疲労や過密労働・時間外労働時間以外のストレスを、労災認定するに当たって反映するよう求める流れを前進させるという意義がある。改正された労働安全衛生法や、ホワイトカラーエグゼンプションなど、労働者をどんどん働かせようという動きの中、過労死裁判を通じて「労働者は物ではない！」という訴えを広げていくことは大変大きな意義がある。

(4)　業務外の仕事も業務と認めさせる闘いでもある。

トヨタ自動車
内野過労死
労災認定裁判

第6回口頭弁論（更新弁論）開かれる

原告・博子さん、意見陳述

６月21日10時より、名古屋地裁にて第６回口頭弁論が開かれました。今回の法廷は、人事異動にともない、３月末に裁判長・長野圧彦氏に交代しました。新しい裁判長に対し、原告・博子さんがなぜ提訴に至ったかその理由を意見陳述する法廷でした。この口頭弁論の法廷を「更新弁論」といいます。

原告・博子さんは、更新弁論で以下のように訴えました。

①被災者・健一さんは、早朝、トヨタ自動車堤工場で上司と残業中突然心臓が止まって倒れ、脈をとることさえできない会社の救急車で遠く離れたトヨタ記念病院へ運ばれたため、病院到着時には心肺停止状態で急死したこと。

②亡くなる半年前から仕事が過重になり上司の頻繁な異動もあり年休も取れなくなったほど時間外勤務が増えたこと。そして、帰宅が子供の就寝時間に間に合わないほどの残業に従事していたこと。亡くなる一週間前は、深夜１時が定時の二直勤務にもかかわらず、やっと朝７時に帰宅し、家族と一緒に朝食を食べるという過重な勤務であったこと。

③倒れたという連絡を受けたときは、過労に間違いないと確信し、豊田労基署へ労災認定申請したが労働者をまもる立場の監督署が労災と認めなかったことや審査請求も、十分な調査もせず棄却した。大変ショックを受けたこと。この決定には到底納得できず再審査請求しつつ提訴に至ったこと。

④健一さんは、中間作業者として、ライン残業が終わった後もさらに仕事をしていたが、「会社にいても何をしていたのか分からない。」として労災と認めない監督署の判断は間違っていること。

⑤豊田労基署は、「健一さんが担っていた各種の役割は、いずれも自主活動で業務とは認められない。」と言っているが、これらが全て自主活動なら、トヨタが世界に発信している「カイゼン」はサービス残業になる。賃金のつかない業務が自主活動の名目で当たり前になっていることは許されない。

⑥亡くなる一ヶ月前の時間外残業については、会社の人事担当者も「調べた結果、１１４時間くらいは何らかの仕事に関わることをしていた。この数字に違和感はない。」と認めている。にもかかわらず、監督署が認めないのは納得がいかない。十分な調査もせずに、「会社にいたが、何をしていたのか分からない。」との理由で労災と認めないのは納得がいかないこと。

第７回口頭弁論日程

８月３０日１０時
名古屋地裁１１０３法廷
満席の傍聴で
支援をお願いします。

裁判所前集会・愛労連福田さん

ボーダフォン
小出過労自殺
損害賠償裁判

専門医・大橋先生の証人尋問不採用
9月15日(金)11時結審、2号法廷にて

◆ 医師・大橋先生の証人尋問、採用せず

６月１６日(金)１１時から、名古屋地裁1103法廷にて、ボーダフォン・小出さん過労自死損害賠償裁判口頭弁論が開かれました。

今回の法廷は、小出さんの主治医・大橋先生を証人尋問するか否かの法廷でした。大橋先生は、被災者・小出堯（たかし）さんの主治医であり、堯さんについて、専門医として意見書を書いていただきました。

支援する会では、大橋先生の証人尋問を行うように、裁判所に対して、２０００枚近い要請はがきを出していました。しかし、大橋先生の証人尋問は、意見書が提出されているという理由で、採用されませんでした。

法廷では、被告弁護団の発言に対し、傍聴席から間髪を入れないブーイングがあり、まさに傍聴席と弁護団が一体となった瞬間でした。傍聴席を満席にすることにより、十分な審理を行わせることがいかに重要かを実感した法廷でした。

◆ 結審法廷は、９月15日(金)１１時と決定！

ボーダフォン損害賠償裁判は大詰めを迎え、９月15日(金)11時、結審法廷を迎えます。年内にも判決が出される見通しです。支援する会は、開廷に先立ち、5002筆(累計13,141筆)の署名を提出しました。結審までに、15,000筆の提出を目標にしています。ご協力をお願いいたします。

「週間金曜日(6月2日号)」に、「急成長する携帯ビジネスの影で」というタイトルで掲載されました。

結審法廷は、大法廷で開します。開廷前に裁判所西側に集合して入廷する手はずになっています。当日の行動については、現在準備を進めているところです。詳細が分かり次第お知らせ致します。

傍聴席を満席にして、勝利判決を勝ち取りましょう。

ご支援をお願い致します。

裁判所前の集会で訴える小出さん

トヨタ自動車・デンソーを提訴

デンソー社員、出向中うつ病に

自動車部品メーカー大手「デンソー」(愛知県刈谷市)に勤務する男性社員(41)が、出向先の「トヨタ自動車」で上司からパワーハラスメント(職権による人権侵害)や長時間労働の業務が原因でうつ病になり休職を余儀なくさせられたなどとして、トヨタ自動車とデンソーに約1,880万円の損害賠償を求める訴えを、5月11日、名古屋地裁に起こしました。

訴状によると、男性は、1998年8月から約1年間、デンソーからトヨタ自動車に出向し、新しいディーゼルエンジンの開発を担当。この間、当時の上司から、「使いものにならない人はうちにはいらない」などと叱責。さらに出向期間中の時間外労働時間は合計1,020時間に及んだ。その後、うつ病と診断され二ヶ月間休職。回復してデンソーに復職したが両社の共同プロジェクトを担当してうつ病が再発し六ヶ月間休職。現在も通院を続けています。

原告は、不慣れな業務にもかかわらず過密な長時間労働に従事させ、うつ病の再発を防ぐ手だても講じなかったと主張し、両社に安全配慮義務違反があったとしています。男性は、「トヨタグループの好況の陰には疲れ果てた多くの従業員がいる。泣き寝入りしたくなかった。」と語っています。

<提訴に至るまでの経過>

- 1999年8月～2000年8月
  トヨタ自動車へ長期出張。
- 2000年8月末～10月末
  うつ病に罹患し二ヶ月間休職。
- 2002年8月末頃～2003年2月末
  再びうつ病を発症し、二回目の休職(六ヶ月間)。
- 2003年12月12日
  刈谷労働基準監督署へ労災認定申請。
- 2005年3月18日
  労災不認定。再審査請求
- 2005年10月20日
  愛知労働局は再審査請求を棄却。
- 2006年5月11日　損害賠償請求提訴。
- 2006年6月28日　第1回口頭弁論
- **次回口頭弁論**

9月27日(水)15時より
名古屋地裁1103法廷

デンソー「うつ病者の職場復帰リハビリ勤務」制度きめる!

トヨタ自動車・デンソーを相手にしたデンソー社員の安全配慮義務違反・損害賠償裁判の第1回口頭弁論が、6月28日午後2時から名古屋地裁1103法廷で開かれました。

支援傍聴者は約30名ほど。原告本人が提訴に至った経過を口頭陳述しました。弁護団は、岩井羊一・田巻紘子・梅村浩司の三氏。

デンソーは、この裁判公判日に合わせて6月28日付でうつ病休業者の職場復帰リハビリ勤務を認める文書を全従業員に配布しました。会社は裁判を有利に進める手段にする魂胆でしょうが労働者にとってはありがたい制度です。

刈谷市職員
倉田康弘さん
過労死事件

刈谷市は、倉田さんの過労死を公務災害認定の立場に立て!

――倉田さんを支援する会第３回総会――

６月４日(日) 午後１時30分から刈谷市民会館で第３回総会が開かれました。総会には、約６０名の支援者の参加があり、会場は熱気に包まれました。

昨年７月に公務外の決定が出てから最初の総会になりましたが、この間、支援する会では、雇用者である刈谷市に対し、公務災害認定の立場に積極的に立つよう、継続的に働きかけてきました。また、支部審査会に対し審査請求を行い認定を求めて運動に取り組んできました。近々審査会が開かれる見通しですが、日程は未定です。

支援する会は、公務災害認定を求める署名運動に取り組んできました。３月には、刈谷市役所の門前でもチラシを配布して、署名に協力を訴えてきました。

総会の報告や討論を通じて、参加者は公務外決定の不当性について強く確信をもつことになりました。公務外決定は、本部協議によってなされたもので、初めに結論ありきの不当なものです。倉田さんの仕事を評価せず、基金本部の局医による「医学的知見」なる論拠のみで公務外としたものです。

特別講演に立った水野弁護士は、「倉田康弘さんは、大変過重な業務を続けてきたことは明らか」、「公務外決定書のどこに問題があるか研究して明らかにすれば審査会で逆転できる」と展望を話して参加者を励ましました。

今後、①刈谷市の地元で運動を強めること、②トヨタ自動車・内野さんの労災認定を求める運動などと連帯しながら運動を広げるなど、さらに広く会員を増やしながら運動を強める意欲をもやした総会でした。

合唱団も
ももちゃんも応援してるヨ

参加型の春の健康学校開催

春の健康学校は、５月17日・24日・31日の３回シリーズで、労働安全衛生問題をテーマとして開催しました。

５月17日の講師は鈴木明男さん。３月末に住友軽金属を定年退職したばかり。45年間のアルミ製造現場の経験、その中でも、差別され、隔離部屋に入れられても一人でもできる健康安全の実績を話されました。まず自分を守ること、同時に職場の同僚を守ることが労働安全衛生の基本である。一つ例を挙げれば、洋式トイレの増設問題です。障害者で和式を使えない人は、はるか遠くの洋式トイレへ行かねばならない。粘り強い要求と職場世論の高まりで実現させました。

５月24日の講師は、全労働労働組合の山脇薫さん。本年４月１日より労働安全衛生法が改正され、その内容をスライドを使い説明されました。健康安全問題の根っこには長時間労働があります。月１００時間を超え、疲労の蓄積のある労働者には、医師による面接指導を行わなければなりません。

また、一般健康診断に加え、特殊健康診断の結果についても、本人へ結果の通知が義務づけられました。全体として。職場における労働者の安全と健康の確保が一層推進されるよう改正されました。

５月31日は、「労働安全衛生の基礎知識」と題して、愛労連副議長・福田秀俊さんが話されました。福田さんは、「『ケガと弁当は自分持ち』と何となく思いこんでいませんか。どう考えますか？」と質問。労働安全衛生法は、労働基準法の考え方と同じで、労働者の権利と事業者の義務を定めています。そして、受講者に条文を音読させながら、知られていない多くの権利、当事者には厳しい罰則もありますと教示しました。

健康学校３回シリーズの参加者は３５名と少なかったですが、皆さん熱心でした。

（文責：理事・大家信義）

なくせ！じん肺・アスベスト県民集会

６月18日（日）名古屋市公会堂にて、「なくせ！じん肺・アスベスト愛知県民集会」が行われました。約500人が参加し、専門医・海老原先生によるアスベストの講演と「他言無用」の社会風刺コントが好評でした。

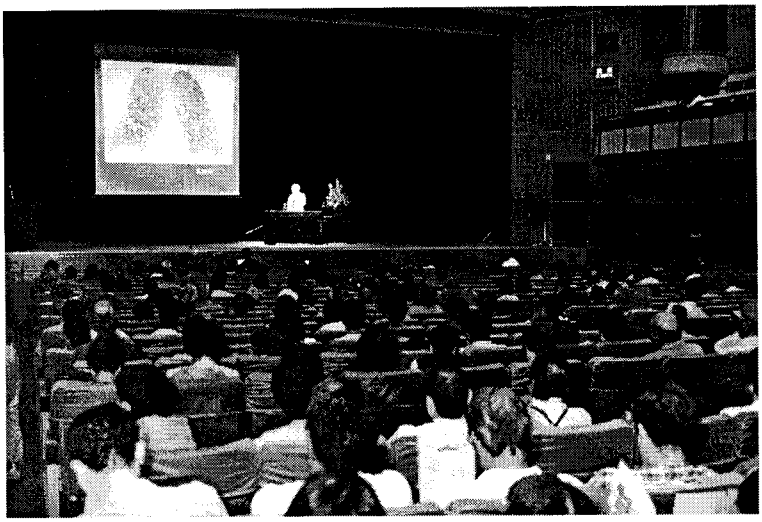

一宮センター

健康学校開催

待たれていた、地方における メンタルヘルス対策講座

理　事　三栄　国康

6月30日（金）に開催の“一宮地方「春の健康学校」”は、30人くらいかなという予想を超えて、45人の参加で、大きな成功を収めました。

成功の最大の要因は、この企画の内容です。「職場におけるメンタルヘルス対策の基礎知識」と題した押谷葉子医師（とみつかクリニック）の講演が、この地方で開催できたことそれ自体でしょう。身近に参加できるこのような講演は心待されていたといえます。講演そのものは、50分程度と短かったのですが、それがまた歓迎されています。感想文では、いくつかの（たくさんではない）ことがしっかり確認できたという参加者の思いがつづられています。「風邪のように体温計に表れることはないけれど、うつ病にはいくつかの指標がある」ことを具体的に説明されました。「眠れないことが不眠症ではない。眠れないことを悩むことが不眠症です」という逆説ともいえる表現は新鮮でした。共感的傾聴の具体的なありかたなど、ほかにも重要なポイントがありましたが、別途まとめてみたいと思います。

講演が短かっただけ質問の時間が確保できて、講師は丁寧にわかりやすく、そしてやさしく対応され、充実した90分となりました。心の病からの復職への対応、メンタル不全の労働者が続出する職場の問題などについて、質問が次々に出され、実に多数の職場でメンタルヘルスケアが重要課題になっていることをみんなで理解したことも大切です。講演が待たれていた理由は切実でした。

私たちは、メーデー実行委員会の発足時から、メーデー集会、大運動実行委員会、国民救援会支部総会、民商総会、労組の会議等々、2ヶ月以上も、くり返しあらゆる機会に参加を訴えました。

切実で重要な課題について企画した以上、できる限りの呼びかけをしようと位置づけた地区労連の構えは大きなポイントです。保育園・ＪＲ貨物・小中高校・病院・作業所などの労働者の参加が大きな比重を占めました。また、「中日」で知ったという市民も少なくありません。

感想文に「続編を」という要望が多いことについて、一宮健康センターとしてしっかり受けとめたいと考えます。

なお、この講演会は一宮地域産業保健センター（一宮市医師会内）の後援事業に認められて、講師にかかる費用はそのセンターに全額負担していただきました。

講演する押谷医師

第2回中央労働安全衛生学校に参加して

６月９日から１１日まで東京で１０５名を集めて、学習会が開かれた。愛知から３名が参加した。天笠　崇医師の「メンタル不全」の講義から目新しいと感じたことを報告する。

《　過労自殺を予防する３つのレベル　》

第一次予防としてうつ病・アルコール依存症の罹患率をへらすこと

そのためには、①健康教育（講演・シンポ・心の健康教室など）をすすめる。
②　問題が軽いうちに支援する。
③　社会的支援を確立（保健所・福祉事務所・教育相談・民生委員・ボランティア・家族会など）して、早く相談できる体制をつくる。
④　各種相談の充実（育児相談・学生相談・精神保健相談・電話相談など）
⑤　エコロジーの重視（環境破壊防止・職場安全衛生教育）

第二次予防としてうつ病・アルコール依存症の有病率を減らす。

そのために早めの気づきと対応が求められます。質問表を用いたスクリーニングや定期健康診断、かかりやすい医療を確保する。（クリニック・精神科救急の整備、高額療養制度や通院医療公費負担制度などの充実が必要）

心の不調に早く気づくために

フ・・・不効率
ケ・・・欠勤・欠席
ヤ・・・「辞めたい」「きつい」
ミ・・・ミス・トラブル
ソ・・・早退
チ・・・遅刻
ヘ・・・変化があり

月に４５時間以上、
複数月に８０時間以上
前月に１００時間以上
の長時間勤務をしていたら、産業医に診断してもらうよう要求する。

うつ病のスクリーニング

		はい	いいえ
1	この2週間以上、毎日のようにほとんど1日中憂うつであったり沈んだ気持ちでいましたか。	1	0
2	この2週間以上ほとんどのことに興味がなくなったりたいていいつもなら楽しめていたことが楽しめなくなっていましたか。	1	0
3	この２週間以上、毎日のように食欲が低下するか毎日のように食欲が増加していましたか。	1	0
4	この2週間以上、毎晩のように睡眠に異常（例えば寝つきが悪い、真夜中に目が覚める、朝早く目覚める、寝過ぎてしまう）がありましたか。	1	0
5	この2週間以上、毎日のように普段に比べて話し方や動作が鈍くなったり、いらいらしたり、落ち着きがなくなったり、静かに座っていられなくなりましたか。	1	0
6	この2週間以上、疲れを感じたり、気力がないと感じたりしていましたか。	1	0
7	この2週間以上、毎日のように自分に価値がないとかんじたり、罪の意識を感じたりしていましたか。	1	0
8	この2週間以上、毎日のように集中したり、決断することが難しいと感じていましたか。	1	0
9	この2週間以上、自分を傷つけたり、自殺することや、死んでいればよかったと繰り返し考えましたか。	1	0
10	今までの人生で、2週間以上にわたって、憂うつであったり、ほとんどのことに興味を失っていたり、憂うつに関連した問題の多くを認めた期間がありましたか。	1	0

第三次予防として後遺障害と再発率を減らすこと

計画的・段階的職場復帰・リハビリ勤務・職場・主治医・産業保健スタッフの連携を強める。つまるところ、労働条件・労使関係の改善が本質的に重要です。

うつ病からの職場復帰に向けた１０ケ条

・・・事業所に応じた工夫が必要

1　休職早期とリハビリ勤務前と職場復帰前の最低３回本人・主治医・職場の保険スタッフ・労組役員の面談が必要。

2　職場要因で休職の場合は様々の手続きは家族が仲介するのが良い。

3　まずは心身ともに休める環境づくりをすること。

4　「９割回復」までは積極的休養は禁。早すぎる復職はさける。

5　在宅ブラン　1日８０００歩、反日デスクワークを５日間　気力と体力を回復する。

6　原則現職復帰だが配転復帰も三者で話し合って考慮しよう。

7　リハビリ勤務は痛手をうけながらの勤務です。本人に責任は取らせない。

8　まずは量的拡大、次に質的拡大が標準　２週ごとの調整を繰り返す。

9　職業リハビリテーションの利用も考えよう。

10　フォローアップ（追跡管理）が次のようにおこなわれるのが良い。

３日坊主・１週間（初７日）・１ケ月（４９日）・３ケ月・６ケ月・１年（１周忌）・３年の法則＋４年

職場における労働者の心の健康づくりのための指針は４つある。

1　セルフケア
教育・研修・職場の支援が必要

2　ラインによるケア
職場環境の改善に取り組む

3　事業所内スタッフによるケア
産業医・衛生管理者・保健婦・心の健康づくりスタッフ・人事労務管理者

4　事業場以外のスタッフによるケア主治医・セカンドオビニオン・専門医

あなたの職場ではどうなっていますか。点検してみてください。

文責：宮崎　脩一

厚生労働省が「労働者の心の健康の保持増進のための指針」を通達

厚労省は３月31日、労働者のメンタルヘルス対策を推進するため、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」を発表しました。これまで厚労省は、'00年８月に「事業場における労働者の心の健康づくりのための指針」を策定してきましたが、さらに、最近ではストレスが拡大する傾向にあることから、改めて、労働安全衛生法第70条の２第１項にもとづく指針として策定したものです。

「指針」では、「事業者は、本指針に基づきメンタルヘルスケアの実施に積極的に取り組むことが望ましい」としています。

その上で、「メンタルヘルスケアの基本的考え方」として、「事業者は、以下に定めるところにより、自らが事業場におけるメンタルヘルスケアを積極的に推進することを表明するとともに衛生委員会において十分調査審議を行い、メンタルヘルスケアに関する事業場の現状とその問題点を解決する具体的計画を策定する必要がある。」としています。また、「心の健康づくり計画の実施に当たっては、『セルフケア』、『ラインによるケア』『事業場内スタッフ等によるケア』、『事業場外資源によるケア』が継続的かつ計画的に行われるよう教育研修・情報提供を行うとともに、職場環境の改善、メンタルヘルス不調への対応・職場復帰支援が円滑に行われることが必要である」と事業者に対策を求めています。（社医研ニュースより抜粋）

第二回　労働安全衛生中央学校受講報告

健康センター　　理事　鈴木明男

いま多くの職場で長時間・過密労働による脳・心臓疾病やいじめ（パワハラ・セクハラ）など精神ストレスによるうつ病が広がり、この８年間連続で毎年３万人を超える過労自殺者が出ています。また、労働現場で挟まれたり巻き込まれたり爆発などによる被災者も後を絶ちません。さらにアスベストによる健康被害も大きな問題になっております。

このように労働者の安全も健康状態も非常に深刻ですから健康で安全な職場づくりは待ったなしの重要な課題です。

私はこの４月からＮＰＯ愛知健康センターに入って職場の健康や安全に寄与する運動を始めました。折しもその養成学校が３日間、東京で開催されたので受講しました。最終日に「あなたは働くもののいのちと健康を守る全国センターの第２回労働安全健康学校を受講され、修了基準を達成されましたので、ここに終了証を贈ります。あなたが学ばれた知識を生かし、労働者のいのちと健康をまもる運動に力を発揮されることを期待します。」という全国センターの理事長からの熱い思いの終了証を頂きました。しっかり受け止めたいと思います。

今回の受講は特に本年４月に施行された労働安全衛生法が「財界からの規制緩和要求を受け入れた」ものでその実態は、事前の規制から事後の監督へ、行政指導から労使自治へ、罰則付きの義務規定から罰則抜きへ、義務規定から努力規定へと後退したことです。

私はこの「改悪」に対して怒りはもちろんありますが残っている労働者を保護する内容を最大限生かす運動を進めたいと思います、この「改悪」を真っ暗闇に見ないことと、させないことです。そもそも、労働条件は労働者が常に攻勢的に運動をしなければ後退する、いわば財界と労働者との間の「綱引き」だと思います。

いま正に労働運動の高揚をめざして全国津々浦々に行動を組み立てて「労働法制の改悪攻撃との闘い」を創り上げること以外に打開の道はありません。

つい先日、フランスでは青年の雇用問題で50万～100万人規模の集会・デモが国のあちこちで組織され政府案を撤回させました。

この教訓を生かして日本でもこれ以上「過労死を出さない運動」をいますぐに創って労働運動の新たな高揚期を造りたいと思います。そのために働くもののいのちと健康を守る全国・各地のセンターが果たすべき役割は非常に大きく大切です。

愛知の健康センターが大きく構えて奮闘し受講の成果を結実させたいと思います。皆さんのご協力をお願いいたします。ともに頑張りましょう。

団体生命保険問題

何も解決していない！これからも続く団体生命保険問題

東京要請行動に参加して

６月21日午後、原告・弁護団・支援する会の合同会議が、25名参加のもと、名古屋で開催されました。運動はこれからも継続していくことが確認されました。当面の取り組みとしては、最高裁の判決を受け住友軽金属等へ要請をすることが確認されました。そして、７月５日雨降る東京で、11名が、住友軽金属・生命保険協会・金融庁への要請行動に参加しました。

住友軽金属、生命保険協会への要請では、最高裁の判決は原告の請求は棄却したが、団体定期保険の趣旨は遺族補償であることを認めている。藤田裁判長は補足意見で、「住友軽金属が団体定期保険について受領した保険金を保持すること自体を正当と認めることとは別問題であることも指摘しておきたい。」と述べ、「重大な疑問が存在する」としている。根本的な解決に向けて、別途日時を設定し話し合いに応ずるよう申し入れました。

金融庁では監督局保険課の４名の担当官が出席、今までにない明解で内容のある話し合いとなりました。「同意のとり方は、書面によりそれぞれに知らせ、個々に同意を取るよう指導している。契約する時(入口)と支払う時(出口)でも同意が必要である。訴訟の方向によれば最高裁は無効判決を書いた。」と述べ、個別情報を求められました。原告・近藤さんは、「私の事件の保険金はまだ保険会社に留まっているのか。どうなるのか、職場での力関係から公正な同意はありえない。依然として保険金の横取りが続いている。遺族が泣かなくてすむ制度を確立して欲しい。」と要請しました。　その後、大門参議院議員秘書団と懇談、サラ金の団体保険の話を聞き、ますます、団体保険問題は何も解決していない、これからも闘いが続く、続けなければという思いを強くしました。

住軽金９争議支援連絡会議
土井　照雄

中労委が差別是正命令　スミケイ運輸は誠意ある対応を

２００６年４月１９日付けで「スミケイ運輸株式会社の本件再審査申し立てを棄却する。」との命令書を交付しました。この命令書に対して川崎社長は次の文書を掲示しました。「当社が、貴組合の組合事務所を豊川営業所に設置すること認めなかったことは、労働組合法第７条に該当する不当労働行為であると愛知県労働委員会によって認定されました。今後、このような行為をおこなわないようにいたします。　平成１８年６月１２日」。労組の勝利です。命令を具体化するための話し合いが行われています。

当面の日程

月　日	事　　項	時間・場所など
7月16日(日) ～17日(月)	大阪過労死家族の会一泊学習会	13:30　桜井市「大和路」
19日(水)	小池さん過労死事件裁判	11:00　名古屋地裁1103法廷
23日(日)	愛労連大会	9:30　中村区役所ﾎｰﾙ
24日(月)	事務局会議	10:00　事務所
8月7日(月)	事務局会議	10:00　事務所
12日(土)	内野さん事務局会議	13:30　安城青少年の家
21日(月)	中部電力・藤田高裁 事務局会議	11:00　名古屋高裁 14:00　事務所
23日(水)	ドラッグスギヤマ・杉山損害賠償裁判	10:00　名古屋地裁1103法廷
26日(土)	**愛知健康センター総会**	**13:30　労働会館2F会議室**
30日(水)	トヨタ自動車内野過労死裁判	10:00　名古屋地裁1103法廷
9月6日(水) 15日(金)	全国センター理事会 ﾎﾞｰﾀﾞﾌｫﾝ・小出過労自死裁判結審	9:00　東京・全労連会館 11:00　名古屋地裁2号法廷
27日(水)	ﾄﾖﾀ自動車・デンソー損害賠償裁判	15:00　名古屋地裁1103法廷
10月7日(土)	元銀産労・故山田喜久夫さんを偲ぶ会	14:00　労働会館本館会議室

第16回愛知健康センター総会のお知らせ

第１５回愛知健康センター総会を以下の日程で開催します。
各組織から１～２名・個人会員の積極的な出席をお願いいたします。

①日　時：8月26日(土)　13:30~17:00
②場　所：労働会館本館2階会議室
③内　容：総　　会
特別講演　講師：名古屋大学教授　宮尾　克　先生
「働くもののいのちと健康の今日的課題」
懇 親 会(叶にて、希望者のみ　会費２０００円)
＊第１６期の会費の納入をお願いいたします。